

議題1

さ医セ第 212 号
平成 29 年 6 月 28 日

保健健第 119 号
平成 29 年 6 月 30 日

山武市長 椎名 千収 様

地方独立行政法人さんむ医療センター
評価委員会 委員長 村上 信乃 様

地方独立行政法人さんむ医療センター
理事長 坂本 昭雄



山武市長 椎名 千収



地方独立行政法人さんむ医療センターの業務運営等に関する規則
第 13 条に基づく積立金の処分に係る承認申請書

地方独立行政法人さんむ医療センターの次期中期目標期間（平成 29 年度か
ら平成 31 年度）における業務の財源に充当する積立金の承認に対する意見
について（依頼）

地方独立行政法人さんむ医療センターの次期中期目標期間（平成 29 年度から平成 31 年度）にお
ける業務の財源に充当する積立金の承認にあたり、地方独立行政法人法第 40 条第 5 項の規定に基
づき、地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会の意見を求めます。

1. 地方独立行政法人さんむ医療センターの業務運営等に関する規則第 13 条第 1 項第 1 号の承認を受け
ようとする金額

○ 金 1,632,323,137 円

2. 地方独立行政法人さんむ医療センターの業務運営等に関する規則第 13 条第 1 項第 1 号の金額を財源
に充てようとする業務の内容

○ 病院施設の建替・整備・修繕又は医療機器の購入等

○地方独立行政法人さんむ医療センターの業務運営等に関する規則（抜粋）

（積立金の処分に係る承認の手続）

第 13 条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第 40 条
第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、同条第 1 項の規定による積立金がある場合において、その額に
相当する金額の全部又は一部を同条第 4 項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業
務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の
最初の事業年度の 6 月 30 日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の
損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

